

○大府市観光協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観光事業の振興をはかり、文化の向上と市民の福祉増進に資するとともに、産業と経済の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

大府市観光協会

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、前条に規定する団体が行う事業で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 観光に関する調査研究並びに資料・情報の収集
- (2) 観光地並びに主要生産品の紹介宣伝及び観光客の誘致
- (3) 観光施設整備充実の促進
- (4) 他観光事業団体との連絡

(補助金の交付)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。この場合、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは条件を付することがある。

(決定の通知)

第7条 市長は補助金の交付決定したときは、その内容及び附帯条件を補助金交付者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付を受けた団体が当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは翌年度の4月10日までに、補助金請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 補助事業収支決算書

2 市長は、補助金の請求があったときは、補助事業が完了したのち補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合は補助金の交付決定の全部若しくは一部

を取り消し又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。